

専用部分修繕等工事承認通知書

平成 年 月 日

様

エステート大通管理組合

理事長

⑩

平成 年 月 日に申請がありました_____号室における専用部分の修繕等の工事については、次の条件により実施することを承認します。

記

- 届出の設計図、仕様書及び工程表と異なる工事を実施する場合は、事前に申し出て再度承認を受けた後、工事を実施すること。
- 工事着手前に、上下及び左右の住戸等に挨拶を行うとともに、万が一クレームが発生した場合は、いったん工事を中止し、誠意を持って解決の上、工事を再開すること。
- 工事期間中は、所定の掲示場所に、工事内容・期間・工事責任者名・連絡先等必要事項を掲示すること。
- 工事が完了した場合は、速やかに理事長に届け出ること。